一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請	•••	2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	•••	4
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案	•••	5
一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の許可期限の更新について	•••	6
指定整備事業者等の行政処分に係る聴聞の実施について (株式会社ビッグモーター)	•••	7
指定整備事業者等の行政処分について (昭栄自動車販売株式会社)	•••	13
自動車特定整備事業者の行政処分について (大浦孝二)	•••	14

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行 規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和6年2月1日

関東運輸局長 勝山 潔

1. 申請事案の概要

(1) 事案番号: 23C33

(2) 事案の件名:一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

(3) 事案の概要

① 申請年月日:令和6年1月19日

② 申 請 者:関鉄グリーンバス株式会社

③ 適用路線:茨城県内の一般路線バスの全路線

④ 平均改定率:21.83%

⑤ 初乗り運賃:210円(現行:現金170円、IC168円)

⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位:円)

	片道運賃			通勤定期1ヶ月		
区間	現行		申請	現行	申請	
	現金	I C	現金・IC			
石岡駅~茨城空港	630	629	810	26, 460	34, 020	
石岡駅~小川駅	380	377	460	15, 960	19, 320	
石岡駅~柿岡車庫	620	618	770	26, 040	32, 340	
土浦駅~石岡駅	730	724	930	30, 660	39, 060	
水戸駅~茨城空港	1, 160	1, 153	1, 500	48, 720	63, 000	

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)~(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課:自動車交通部旅客第一課

以上

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行 規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和6年2月1日

関東運輸局長 勝山 潔

1. 申請事案の概要

(1) 事案番号: 23C34

(2) 事案の件名:一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

(3) 事案の概要

① 申請年月日:令和6年1月19日

② 申 請 者:関鉄パープルバス株式会社

③ 適用路線:茨城県内の一般路線バスの全路線

④ 平均改定率:21.75%

⑤ 初乗り運賃:210円(現行:現金170円、IC168円)

⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位:円)

	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
区間	現行		申請	現行	申請
	現金	I C	現金・IC		
下妻駅~土浦駅	1, 160	1, 153	1, 590	48, 720	66, 780
下妻駅~つくばセンター	760	755	1, 320	31, 920	55, 440
石下駅~つくばセンター	730	724	950	30, 660	39, 900
土浦駅~つくばセンター	540	535	670	22, 680	28, 140

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)~(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課:自動車交通部旅客第一課

以上

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に 次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年2月1日 関東運輸局長 勝山 潔

〇一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案 番号 申請者 事案の概要(1.申請年月日 2.運賃適用地域名 3.申請概要)

23B38号 株式会社 REWALK

- 1. 令和5年12月21日
- 2. 群馬県A地区
- 3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要 下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を15分に短縮する。

(ア) 普通車 下限運賃

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に 次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年2月1日 関東運輸局長 勝山 潔

〇一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案 番号 申請者 事案の概要(1.申請年月日 2.運賃適用地域名 3.申請概要)

23B39号 大野 純

- 1. 令和5年12月26日
- 2. 千葉県A地区
- 3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要 下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を10分に短縮する。
 - (ア) 特定大型車 H運賃
 - (イ) 普通車 B運賃

◎一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の許可期限の更新について

下記の者の経営に係る一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の許可期限の 更新については、令和6年2月12日以降、更新しないこととしたので公示する。

令和6年2月1日 関東運輸局長 勝山 潔

事案番号 23B35

○ 氏名 濱田 正弘

住所神奈川県横浜市許可年月日昭和47年7月31日

許可番号 72東陸自1旅2第05259号

許可に付した期限 令和5年5月31日

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞 を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第93条の規定による処分について

2. 事業者の氏名

株式会社ビッグモーター 代表取締役 和泉 伸二 東京都多摩市貝取五丁目3番地

- 3. 事業場の名称、所在地、認証番号 ビッグモーター 武蔵村山店 東京都武蔵村山市5街区5-3 認証番号 第1-12184号
- 4. 期 日 令和6年2月5日(月)9時00分
- 5. 場 所

関東運輸局 ヒアリングルームAB 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第91条第1項、同法第91条第3項及び同法第91条の3の 規定違反

令和6年1月25日

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞 を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第93条の規定による処分について

2. 事業者の氏名

株式会社ビッグモーター 代表取締役 和泉 伸二 東京都多摩市貝取五丁目3番地

- 3. 事業場の名称、所在地、認証番号 ビッグモーター瀬谷橋戸店 神奈川県横浜市瀬谷区橋戸二丁目39-11 認証番号 第2-6328号
- 4. 期 日 令和6年2月5日(月)10時00分
- 5. 場 所

関東運輸局 ヒアリングルームAB 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第91条第1項、同法第91条第3項及び同法第91条の3の 規定違反

令和6年1月25日

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞 を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第93条の規定による処分について

2. 事業者の氏名

株式会社ビッグモーター 代表取締役 和泉 伸二 東京都多摩市貝取五丁目3番地

- 3. 事業場の名称、所在地、認証番号 株式会社ビッグモーター 上尾店 埼玉県上尾市日の出一丁目10番14号 認証番号 第4-6802号
- 4. 期 日 令和6年2月5日(月)11時00分
- 5. 場 所

関東運輸局 ヒアリングルームAB 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第91条第1項及び同法第91条の3の規定違反

令和6年1月25日

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞 を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第93条の規定による処分について

2. 事業者の氏名

株式会社ビッグモーター 代表取締役 和泉 伸二 東京都多摩市貝取五丁目3番地

- 3. 事業場の名称、所在地、認証番号 株式会社ビッグモーター 埼玉鴻巣店 埼玉県鴻巣市八幡田466番地1 認証番号 第4-6901号
- 4. 期 日 令和6年2月5日(月)13時00分
- 5. 場 所

関東運輸局 ヒアリングルームAB 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第90条、同法第91条第1項及び同法第91条の3の規定違 反

令和6年1月25日

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞 を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第93条の規定による処分について

2. 事業者の氏名

株式会社ビッグモーター 代表取締役 和泉 伸二 東京都多摩市貝取五丁目3番地

- 3. 事業場の名称、所在地、認証番号 株式会社ビッグモーター 春日部店 埼玉県春日部市永沼1819番9 認証番号 第4-6942号
- 4. 期 日 令和6年2月5日(月)14時00分
- 5. 場 所

関東運輸局 ヒアリングルームAB 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法法第91条第1項及び同法第91条の3の規定違反

令和6年1月25日

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞 を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第93条、同法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について

- 事業者の氏名又は名称及び住所 株式会社ビッグモーター 代表取締役 和泉 伸二 東京都多摩市貝取五丁目3番地
- 3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号株式会社ビッグモーター 千葉店 千葉県千葉市中央区塩田町386番1 認証番号 第3-4628号 指定番号 関東指第3-1737号
- 4. 期 日 令和6年2月5日(月)15時00分
- 5. 場 所

関東運輸局 ヒアリングルームAB 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第91条第1項、同法第91条の3、同法第94条の3第1項、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び第94条の6第1項の規定違反

令和6年1月25日

道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、 下記のとおり処分を実施する。

記

- 事業者の氏名又は名称及び住所 昭栄自動車販売株式会社 代表取締役 氏家 勝伸 栃木県宇都宮市北若松原2丁目11番38号
- 2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号 昭栄自動車販売株式会社 栃木県宇都宮市茂原町467番地1 認証番号 第6-2192号 指定番号 関東指第6-575号
- 3. 処分の内容

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令 停止期間 令和6年1月29日 から 令和6年3月23日 まで 55日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の5第1項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和6年1月29日

道路運送車両法第93条の規定に基づき、自動車特定整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

- 1. 事業者の氏名 大浦 孝二
- 2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号 大森自動車整備工場 埼玉県狭山市大字笹井3030番地の1 認証番号 第4-2396号
- 3. 処分の内容
 - (1)自動車特定整備事業の事業の停止命令停止期間 令和6年 2月 2日 から令和6年 2月11日 まで 10日間
- 4. 処分の理由

道路運送車両法第78条第1項、同法第91条第1項、同法第91条第2項、 同法第91条第3項及び同法第91条の3の規定違反

令和6年2月1日